

# 帰化許可申請

## ■ 帰化の基本的条件 ■

1. 引き続き5年以上日本に住所を有すること。
  - ・現に日本に住所を有する在日コリアン（親子2代にわたって日本で生まれた場合）については基本的に期間は問われません。
2. 20歳以上で本国法によって能力を有すること。
3. 素行が善良であること。
  - ・交通違反・税金の滞納・犯罪歴・離婚歴・暴力団との関わり・親族の素行
  - ☆該当する場合も違反の時期・頻度・違反の重さ等を総合的に判断されます。
4. 本人や生計を同じくする親族（配偶者・親・子等）の資産や技能によって生計を営むことができること。
5. 帰化（日本国籍の取得）によって従前の国籍を失うこと。
  - ・韓国籍者は帰化により自動的に国籍を失いますので、国籍喪失許可証明書は不要です。
6. 反政府行為をしていないこと。

### ☆ 注意 ☆

許可・不許可の判断は、法務大臣（日本国）の自由裁量です。条件を満たすことで必ず許可されるものではありません。

## ■ 申請手続きのながれ ■

### 1、住所地を管轄する法務局の国籍課に事前相談

- ↓ ・在留カード又は特別永住者書・韓国のパスポート（旧も含）・運転免許証を持参
- ↓ ・帰化への意志と条件などを確認します

### 2、必要書類の収集・作成

- ↓ ・事前相談での指示に従って、必要書類を集めます  
（韓国から本人・親族の身分証明書類の取り寄せ・翻訳など）

※法務局から申請が可能とOKが出るまで、何度も法務局へ出向き事前相談します

↓

### 3、法務局へ申請書類一式を提出（申請受付）

↓ ・本人出頭 （書類の最終チェックと簡易面接）

※法務局の担当官による調査・審査スタート

↓

### 4、法務局の担当官との面接

↓ ・本人出頭による法務局担当官との面接  
（追加書類などの指示があります）

↓

### 5、許可（Or 不許可）の決定

↓

（官報に公示）

↓

（法務局より本人へ通知）

↓

### 6、「帰化者の身分証明書」の交付

↓ ・本人出頭

### 7、帰化後の手続

- ・住所地の市区町村役場へ帰化の届出（新戸籍の編成）
- ・在留カード又は特別永住者カードの返納
- ・韓国領事館へパスポートの返納、国籍喪失申告手続きなど

## ■ ～まめ知識～

### ●帰化とは

帰化とは、その国の国籍を有しない者（外国人）からの国籍の取得を希望する旨の意思表示に対して、国家が許可を与えることによって、その国の国籍を与える制度です。

日本では、帰化の許可は、法務大臣の権限とされています（国籍法第4条）。法務大臣が帰化を許可した場合には、官報にその旨が告示されます。帰化は、その告示の日から効力を生ずることとなります（国籍法第10条）。

### ◆帰化許可申請に必要な書類◆

帰化許可申請に必要な主な書類は、次のとおりです。

- 1 帰化許可申請書（申請者の写真2葉）
- 2 親族の概要書
- 3 履歴書
- 4 帰化の動機書（※在日コリアンは不要）
- 5 国籍を証する書面
- 6 身分関係を証する書面
- 7 外国人登録閉鎖原票（※不要の場合あり）
- 8 宣誓書
- 9 生計の概要書
- 10 事業の概要書（自営業）
- 11 在勤及び給与証明書
- 12 納税証明書

その他法務局から求められる書類

国籍を証する書面及び身分関係を証する書面については、原則として本国行政機関が発給したものを提出する必要があります。

なお、申請者の国籍や身分関係、職業などによって必要な書類が異なりますので、申請に当たっては住所地を管轄する法務局へご相談ください。

相談から帰化の許可決定までは、約1年ほど時間がかかります。申請者の状況や書類収集にかかる時間等により異なります。

#### 【相談例：在日3世の場合の韓国書類】

☆「国籍・身分関係を証する書類」として下記の韓国書類が必要となります（一般的な例）

- ① 本人の家族関係登録簿事項別証明書5種

基本証明書・家族関係証明書・婚姻関係証明書・入養関係証明書・親養子入養関係証明書

- ② 父母の家族関係登録簿事項別証明書各2種

家族関係証明書・婚姻関係証明書

- ③ 父戸主の除籍謄本（祖父の除籍謄本）※事案により不要な場合もあり！

当事務所では、必要書類の取得から翻訳まで  
帰化許可申請を完全サポートしています。

Office.KIM 金行政書士事務所 (052)-212-8348